

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解										内閣府記載欄				
						回数	担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理			
地域20	ハイパー・グリーン・ベーション水島コンビナート特区	消防法の移送取扱所に係る事業所敷地内部分の配管基準の緩和	43	<p>原燃料を移送する場合について、事業所敷地内部分に限り、移送取扱所の基準の対象外とすること。これにより、事業所内の既設設備が有効に活用できるようになり、設備変更の迅速化と、設備投資コストの削減により、連携企業間で効率的に原燃料等が融通可能となる。これにより、高効率・省資源型コンビナートの構築を旨とする「バーチャル・ワン・カンパニー」の実現に向けた取組が、一層推進されると考えられる。</p> <p>なお、安全性を担保するため、移送取扱所配管と一般の危険物配管の接続にあたり、敷地境界部に遠隔操作のできる緊急遮断弁を設置する。移送ポンプの遠隔停止機能等を付加する。</p>	<p>危険物を移送する設備は、事業所敷地内にとどまる場合を除き、「移送取扱所」として定義され、事業所敷地内に敷設されている設備についても、通常の事業所敷地内にとどまる設備基準に加え、より厳しい移送取扱所の基準が適用されている。</p> <p>つまり、企業間で原燃料を融通するため、事業所敷地内の移送取扱所ではない一般の危険物配管を活用して接続しようとした場合、新たに移送取扱所としての配管基準(政令第18条の2)を満たすように改造しなければならない。</p> <p>このことから、現在の設備基準は、既存設備の有効活用による、高効率・省資源型コンビナートを、迅速かつ低コストで構築する上で問題である。</p>	1回目	総務省(消防庁)危険物保安室	危険物の規制に関する政令第3条第1項第3号、第9条第1項第21号、第18条の2、危険物の規制に関する規則第28条の2の9、第28条の47、危険物の規制に関する技術上の基準を定める省令第58-60条	D							a	危険物の規制に関する政令第23条の規定により現行制度で対応する。	(コメント無)		
				2回目																
地域20	ハイパー・グリーン・ベーション水島コンビナート特区	省エネ法のエネルギー使用量等報告に係る共同省エネルギー事業の省エネ効果を各企業単位で反映できる制度の導入	44	<p>エネルギー使用の合理化に関する法律に基づき、エネルギーの大量使用者は、毎年度、国に対して自らのエネルギー使用量等を報告し、中長期的に見て、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めることとされている。</p> <p>その報告では、2010年の法改正で企業間での連携は「共同省エネルギー事業」としての計上が可能になっているが、報告には第三者の承認が必要である。承認手続きが加わることで、単独企業による報告と比較して、マンパワーをはじめたどしたコストの増大を招くことから、共同省エネルギー事業分について、報告を行うインセンティブが働かない制度になっている。</p> <p>そのため、特区内企業については、共同省エネルギーの取組を進めるためには、各社が自身で適切に報告書へエネルギー使用量を反映していく制度に変更されることが必要である。</p> <p>そうすることで、各企業にとって更なる省エネのインセンティブが働くことが期待され、省エネ型の次世代コンビナート形成に資すると考えられる。</p> <p>なお、岡山県では、事業者が排出量削減に向けた具体的な取組計画を作成、実施するとともに、県が内容を公表することにより、事業者の排出量削減の取組を促進することを目的として、「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」に基づき報告を、県内の温室効果ガス大量排出事業者へ義務づけている。本制度では、共同省エネルギー量については第三者認証不要で報告でき、報告は、その全ての様式が公表される。</p> <p>また、優良取組事例は、毎年、県のホームページで公表されている。</p> <p>&lt;参考&gt; 温室効果ガス排出削減計画書・報告書の公表 <a href="http://www.pref.okayama.jp/kankyoo/ntai/">http://www.pref.okayama.jp/kankyoo/ntai/</a> 温室効果ガス排出削減優良取組事例の公開について <a href="http://www.pref.okayama.jp/page/detail-116271.html">http://www.pref.okayama.jp/page/detail-116271.html</a></p>	<p>2010年の法改正で企業間での連携は「共同省エネルギー事業」としての計上が可能になっているが、報告には第三者の承認が必要である。承認手続きが加わることで、単独企業による報告と比較して、マンパワーをはじめたどしたコストの増大を招くことから、共同省エネルギー事業分について、報告を行うインセンティブが働かない制度になっている。</p> <p>そのため、特区内企業については、共同省エネルギーの取組を進めるためには、各社が自身で適切に報告書へエネルギー使用量を反映していく制度に変更されることが必要である。</p> <p>そうすることで、各企業にとって更なる省エネのインセンティブが働くことが期待され、省エネ型の次世代コンビナート形成に資すると考えられる。</p> <p>なお、岡山県では、事業者が排出量削減に向けた具体的な取組計画を作成、実施するとともに、県が内容を公表することにより、事業者の排出量削減の取組を促進することを目的として、「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」に基づき報告を、県内の温室効果ガス大量排出事業者へ義務づけている。本制度では、共同省エネルギー量については第三者認証不要で報告でき、報告は、その全ての様式が公表される。</p> <p>また、優良取組事例は、毎年、県のホームページで公表されている。</p> <p>&lt;参考&gt; 温室効果ガス排出削減計画書・報告書の公表 <a href="http://www.pref.okayama.jp/kankyoo/ntai/">http://www.pref.okayama.jp/kankyoo/ntai/</a> 温室効果ガス排出削減優良取組事例の公開について <a href="http://www.pref.okayama.jp/page/detail-116271.html">http://www.pref.okayama.jp/page/detail-116271.html</a></p>	1回目	経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー部省エネルギー対策課	エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第18条第18条の2	D								a	水島コンビナート発展推進協議会メンバーのうち共同省エネルギー事業の当事者以外の適格者が当該確認を行えば、省エネ法が規定する第三者認証を経た共同省エネルギー量の報告が可能との見解が得られたことから、現行制度で対応する。	(コメント無)	
				2回目																

第二次「国と地方の協議」(平成24年秋) 新たな規制の特例措置 優先提案一覧

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的な内容	政策課題	回数	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解		国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答		対面協議	内閣府記載欄				
							担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期		スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き	対応	理由等
地域20	ハイパー&グリーン/グリーン/水素コンビナート	温暖化対策推進法の温室効果ガス算定排出量報告に係る連携事業による温室効果ガス算定排出量を各企業単位で反映できる制度の導入	45	省工法において、上記4のエネルギー使用量等報告に係る共同省エネルギー事業の省工法効果を各企業単位で反映できる制度が導入されれば、共同省エネルギーの取組は簡易な方法で報告が可能となるが、温暖化対策推進法の報告上では、共同省エネルギーの取組を行ったということは、必ずしも対外的に報告されるものではない。 総合特区の取組として、各企業間で用役共有、オフガス等の融通を行うことにより、省エネルギー化が進み、コンビナート全体でCO2排出量が減少することが見込まれるが、この効果を国への報告において適切に反映することができれば、各企業にとって更なる環境配慮のインセンティブが働くこととなる。 そのため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2に規定する報告様式に、共同省エネルギーの取組を行った場合には、その旨を記載するような様式に変更する。  <参考> 温室効果ガス排出削減計画書・報告書の公表 http://www.pref.okayama.jp/kankyo/onta/  温室効果ガス排出削減優良取組事例の公開について http://www.pref.okayama.jp/page/detail-116271.html	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第9条	1回目	Z					a	整理番号44の提案において、省工法に基づくエネルギー使用量等報告の際の共同省エネルギー量計上に必要な第三者承認については水島コンビナート発展推進協議会メンバーのうち共同省エネルギー事業者の当事者以外の適格者が当該確認を行えば、省工法が規定する第三者承認を経た共同省エネルギー量の報告が可能との見解が経済産業省から示された。これにより省工法に基づくエネルギー使用量報告において、本県の要望である、事業所単位での温室効果ガス算定排出量の増減に関する情報、温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報を含む共同省エネルギー事業の取組が必ず公表されることが実現可能となったことから、本件提案については、現様式に記載内容や方法を工夫するなどにより対応することとする。	(コメント無)		
						2回目										
地域20	ハイパー&グリーン/水素コンビナート	石炭法の連携事業を実施する際のレイアウト規制の緩和	46	連携事業を実施する隣接した事業所間では、特定通路などのレイアウト規制を緩和すること、具体的には、それぞれ並行する1本の特定通路で接している事業所の、各事業所の敷地境界に隣接する特定通路の道幅を合算した値を、各事業所の特定通路の道幅とすることを可能とすることである。 なお、代替措置として、敷地境界部分において柵・フェンス等をなくし、自由に往来できるようにすることで消火活動等に不備が生じないようなエリアを確保することとする。 以上により、敷地の効率的な活用が可能となり、また、施設のリニューアル等が促進されると考えられる。  水島コンビナートの施設は、石油コンビナート災害防止法制定以前である昭和40年頃までに建設されたものであるため、現状の施設配置が、現行の制度によるレイアウト規制を満たしていない部分も一部ある。 この場合、再整備を行うに際して、現行の制度によるレイアウト規制の基準を満たす必要があるが、そのためには既存設備の配置を変更する必要が生じ、結果として、活用できる敷地面積が縮小してしまう。仮に、変更前の設備と同等の内容を確保する場合、設備の高層化等により、却って保安環境が悪化する場合も考えられる。 また、現行の制度でも「新設等の計画の届出に係る審査事務の簡素合理化について(平成10年1月19日改正10保安第2号、消防特第4号)」で、一定の条件を満たす場合は、隣接事業所の特定通路を共用することが認められている。しかし、この、一定の条件とは、事業所の敷地の一部を分離し、他の事業所とする場合とされているため、水島総合特区で行おうとしている、既存企業間での連携事業には適用されないと思われる。 このため、水島総合特区の戦略の1つであるバーチャルワンカンパニーを実現するためには、上記の問題が解決される必要がある。	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第9条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所の施設地区の配置等に関する省令第10条～12条	1回目	Z	対応済	対応済				a	整理番号44の提案において、省工法に基づくエネルギー使用量等報告の際の共同省エネルギー量計上に必要な第三者承認については水島コンビナート発展推進協議会メンバーのうち共同省エネルギー事業者の当事者以外の適格者が当該確認を行えば、省工法が規定する第三者承認を経た共同省エネルギー量の報告が可能との見解が経済産業省から示された。これにより省工法に基づくエネルギー使用量報告において、本県の要望である、事業所単位での温室効果ガス算定排出量の増減に関する情報、温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報を含む共同省エネルギー事業の取組が必ず公表されることが実現可能となったことから、本件提案については、現様式に記載内容や方法を工夫するなどにより対応することとする。	(コメント無)	
						2回目										
地域20	ハイパー&グリーン/水素コンビナート	石炭法の連携事業を実施する際のレイアウト規制の緩和	46	連携事業を実施する隣接した事業所間では、特定通路などのレイアウト規制を緩和すること、具体的には、それぞれ並行する1本の特定通路で接している事業所の、各事業所の敷地境界に隣接する特定通路の道幅を合算した値を、各事業所の特定通路の道幅とすることを可能とすることである。 なお、代替措置として、敷地境界部分において柵・フェンス等をなくし、自由に往来できるようにすることで消火活動等に不備が生じないようなエリアを確保することとする。 以上により、敷地の効率的な活用が可能となり、また、施設のリニューアル等が促進されると考えられる。  水島コンビナートの施設は、石油コンビナート災害防止法制定以前である昭和40年頃までに建設されたものであるため、現状の施設配置が、現行の制度によるレイアウト規制を満たしていない部分も一部ある。 この場合、再整備を行うに際して、現行の制度によるレイアウト規制の基準を満たす必要があるが、そのためには既存設備の配置を変更する必要が生じ、結果として、活用できる敷地面積が縮小してしまう。仮に、変更前の設備と同等の内容を確保する場合、設備の高層化等により、却って保安環境が悪化する場合も考えられる。 また、現行の制度でも「新設等の計画の届出に係る審査事務の簡素合理化について(平成10年1月19日改正10保安第2号、消防特第4号)」で、一定の条件を満たす場合は、隣接事業所の特定通路を共用することが認められている。しかし、この、一定の条件とは、事業所の敷地の一部を分離し、他の事業所とする場合とされているため、水島総合特区で行おうとしている、既存企業間での連携事業には適用されないと思われる。 このため、水島総合特区の戦略の1つであるバーチャルワンカンパニーを実現するためには、上記の問題が解決される必要がある。	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第9条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所の施設地区の配置等に関する省令第10条～12条	1回目	D						b	実務レベル打合せにおいて示された下記内容に基づき現行制度で対応する予定であるが、平成10年1月19日改正10保安第2号消防特第4号により、「一定の条件を満たす場合には、隣接事業所の特定通路を共用することを認める。際、一定の条件の一つに「事業所の敷地の一部を分離し他の事業所とする場合」があるが、この「事業所の敷地を分離」という表現は、隣接事業所の敷地を分離し、他の事業所とする場合を指している。このほか、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所の施設地区の配置等に関する省令第9条から第12条の規定については、同令第12条の2に基準の特例が設けられ、当該各条の規定により確保される安全性と同等の安全性を有し、かつ事業所の敷地の面積及び地形等の状況を勘案し、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがないものと認められた措置を講じている場合は適用しないとしている。 このほか、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所の施設地区の配置等に関する省令第9条から第12条の規定については、同令第12条の2に基準の特例が設けられ、当該各条の規定により確保される安全性と同等の安全性を有し、かつ事業所の敷地の面積及び地形等の状況を勘案し、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがないものと認められた措置を講じている場合は適用しないとしている。	(コメント無)	
						2回目										
地域20	ハイパー&グリーン/水素コンビナート	石炭法の連携事業を実施する際のレイアウト規制の緩和	46	連携事業を実施する隣接した事業所間では、特定通路などのレイアウト規制を緩和すること、具体的には、それぞれ並行する1本の特定通路で接している事業所の、各事業所の敷地境界に隣接する特定通路の道幅を合算した値を、各事業所の特定通路の道幅とすることを可能とすることである。 なお、代替措置として、敷地境界部分において柵・フェンス等をなくし、自由に往来できるようにすることで消火活動等に不備が生じないようなエリアを確保することとする。 以上により、敷地の効率的な活用が可能となり、また、施設のリニューアル等が促進されると考えられる。  水島コンビナートの施設は、石油コンビナート災害防止法制定以前である昭和40年頃までに建設されたものであるため、現状の施設配置が、現行の制度によるレイアウト規制を満たしていない部分も一部ある。 この場合、再整備を行うに際して、現行の制度によるレイアウト規制の基準を満たす必要があるが、そのためには既存設備の配置を変更する必要が生じ、結果として、活用できる敷地面積が縮小してしまう。仮に、変更前の設備と同等の内容を確保する場合、設備の高層化等により、却って保安環境が悪化する場合も考えられる。 また、現行の制度でも「新設等の計画の届出に係る審査事務の簡素合理化について(平成10年1月19日改正10保安第2号、消防特第4号)」で、一定の条件を満たす場合は、隣接事業所の特定通路を共用することが認められている。しかし、この、一定の条件とは、事業所の敷地の一部を分離し、他の事業所とする場合とされているため、水島総合特区で行おうとしている、既存企業間での連携事業には適用されないと思われる。 このため、水島総合特区の戦略の1つであるバーチャルワンカンパニーを実現するためには、上記の問題が解決される必要がある。	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第9条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所の施設地区の配置等に関する省令第10条～12条	1回目	Z						b	実務レベル打合せにおいて示された下記内容に基づき現行制度で対応する予定であるが、平成10年1月19日改正10保安第2号消防特第4号により、「一定の条件を満たす場合には、隣接事業所の特定通路を共用することを認める。際、一定の条件の一つに「事業所の敷地の一部を分離し他の事業所とする場合」があるが、この「事業所の敷地を分離」という表現は、隣接事業所の敷地を分離し、他の事業所とする場合を指している。このほか、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所の施設地区の配置等に関する省令第9条から第12条の規定については、同令第12条の2に基準の特例が設けられ、当該各条の規定により確保される安全性と同等の安全性を有し、かつ事業所の敷地の面積及び地形等の状況を勘案し、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがないものと認められた措置を講じている場合は適用しないとしている。	(コメント無)	
						2回目										

第二次「国と地方の協議」(平成24年秋) 新たな規制の特例措置 優先提案一覧

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解					国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答					対面協議	内閣府記載欄	
							担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き	対応	理由等	内閣府コメント		内閣府整理	
地域 20	ハイパー&グリーン/ベーンション水島コンピナート特区	土壌汚染対策法の土地の形質変更に係る土壌調査要件の緩和	49	<p>土壌汚染対策法第4条により、一定規模(土壌汚染対策法施行規則第22条:3,000㎡)以上の土地の形質の変更を行う場合、都道府県知事等(水島コンピナート地区がある倉敷市は、倉敷市長)に届け出る必要がある。この届出の提出後、所定の手続きを経て土地の形質の変更工事に着手するまでに数ヶ月程度要していることから、タイムリーな投資による事業展開が難しい状況にある。</p> <p>従って、水島コンピナートの持続的な成長を確保するために、この届出から着工までの期間短縮を図りたい。そのため、この届出の提出後、所定の手続きを経て土地の形質の変更工事に着手するまでに数ヶ月程度要していることから、企業がタイムリーに投資することが難しい状況にある。</p> <p>このため、企業が新たな事業展開場所を選定する際、水島コンピナートはスピード面で魅力に欠けており、新規事業の集積が進みにくいことが、地域の持続的な発展を図っていく上で、問題となっている。</p> <p>規制の特例措置により、土地の形質変更時に工事着工まで期間を短縮することが出来るようになれば、企業のタイムリーな事業開始が可能となり、水島コンピナートがアジア有数の競争力を持つコンピナートとして、持続的に発展することが可能となる。</p>	土壌汚染対策法第4条により、一定規模(土壌汚染対策法施行規則第22条:3,000㎡)以上の土地の形質の変更を行う場合、都道府県知事等(水島コンピナート地区がある倉敷市は、倉敷市長)に届け出る必要がある。この届出の提出後、所定の手続きを経て土地の形質の変更工事に着手するまでに数ヶ月程度要していることから、企業がタイムリーに投資することが難しい状況にある。 <p>このため、企業が新たな事業展開場所を選定する際、水島コンピナートはスピード面で魅力に欠けており、新規事業の集積が進みにくいことが、地域の持続的な発展を図っていく上で、問題となっている。</p> <p>規制の特例措置により、土地の形質変更時に工事着工まで期間を短縮することが出来るようになれば、企業のタイムリーな事業開始が可能となり、水島コンピナートがアジア有数の競争力を持つコンピナートとして、持続的に発展することが可能となる。</p>	1回目	環境省水・大気環境局土壌環境課	土壌汚染対策法	E			<p>特区内における事前の区域設定について 形質変更時要届出区域は、都道府県知事等が、土壌汚染状況調査の結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が基準に適合せず、かつ、土壌汚染の摂取経路がないと認められる場合に指定するものであり、事前に指定することはできず(法第11条第1項)となお、新たな工場地等を設置する場合に、土壌汚染対策法への対応に要する時間・コストが課題となっているので、自主的な調査の結果に基づく指定の申請(法第14条)、調査の省略(施行規則第11条等)を活用したい。</p> <p>公有水面埋立法施行以前に造成した土地について 埋立用材が有害物質に汚染された時期と公有水面埋立法の施行時期が概ね一致していることから、土壌汚染対策法では指定条件の1つとして、公有水面埋立法の施行以降に埋立てまたは干拓により造成された土地が汚染されているおそれがあるとして埋立管理区域として指定しています。また、埋立地又は干拓により造成された土地であることについて法的根拠に基づき判断することが適切であると考えています。このため、公有水面埋立法施行以前に造成された土地については、埋立管理区域の対象にできないと解します。</p>				<p>【本県の主張】 調査により有害物質が含まれていることが判明し形質変更時要届出区域に指定された土地について形質変更を行う場合、平成23年報告書第54号の第1の方法で施行することにより土壌汚染対策法施行規則第53条第2号の適用除外による帯水層に接した工法が採用できるかどうかは、「帯水層を通じて区域外へ汚染が拡大するかどうか」によって判断されるべきである。 臨海部の干拓地にある本件提案に係る区域は、工業専用地域内にあり、地形上、地下水は人の住む内陸部に向かって流れることはなく、帯水層に接した工法を採用することができると考える。</p> <p>規制・制度改革を区域限定で実施することで地域を活性化させる総合特区の趣旨及び総合特区が十分な成果を築けるよう取り組むとしている「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)の趣旨に則し、公有水面埋立法施行後の土地を適用対象としている規則を当該特区に限り同法施行前の土地であっても適用されるように必要な措置を講じていただきたい。</p>	11/14実施	<p>法第4条第1項に基づく届け出があった際に、事前の独自調査をともに法第11条第1項に定める形質変更時要届出区域の指定を行うことは、現行制度上問題はないかどうかについて、見解を示されたい。</p> <p>岡山県からの提案内容に対し、当該特区の特性を踏まえ、環境省は具体的な回答を行い、引き続き協議すること。</p>	
						2回目	環境省水・大気環境局土壌環境課	土壌汚染対策法	D E			<p>特区内における事前の健康被害のおそれの独自調査について 土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出があった際、倉敷市が速やかに要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定が行えるよう、同市が予め調査を行い、基準不適合が確認された場合の同法第6条第1項第2号への該当性を把握して(これは、現行制度上問題ない)と解します。なお、調査の実施にあたっては、当該調査結果を区域指定の判断根拠とすることについて、予め同市土壌汚染対策法担当部に情報共有し、理解を得ておくことが肝要です。</p> <p>公有水面埋立法施行以前に造成した土地について 埋立管理区域は、公有水面の埋立て又は干拓により造成された土地であり、将来にわたって当該土地及びその周辺における地下水の飲用利用等の可能性がない土地を対象としており、当該土地における形質の変更の施行基準を緩和していることである。 埋立管理区域は、公有水面埋立法施行以降に造成された土地であることを前提としており、これは、わが国においては、工業専用地域から工業地域へへの用途変更が行われるため、工業専用地域に指定されたとしても将来的には地下水の飲用利用等が考えられますが、工業専用地域であり、公有水面の埋立て又は干拓により造成された土地であって、埋立用材の一つである海底質が有害物質に汚染された時期と施行時期が概ね一致している公有水面埋立法施行以降に造成された土地であれば、土地が有害物質に汚染され始めており、地下水の飲用利用等の可能性はないと整理したためです。 今回ご要望頂いている土地については、埋立用材により汚染されていない可能性が高く、将来にわたって地下水の飲用利用等がないとは言えません。 また、埋立管理区域については、平成23年7月の土壌汚染対策法の制度改正により定められたものであり、施行後1年半しか経過していません。現在認めている施行方法による地下水汚染拡散防止効果の確認等、施行状況について検討を加えることなしに、当該区域の対象範囲を拡大することはできません。 以上のことから、今回ご要望頂いた土地について、特区により埋立管理区域として取り扱うための特別の措置を講じることは困難であると考えております。</p>	a a		<p>現行制度で対応可能である旨了解した。</p> <p>本県の要望は、土壌汚染対策法に基づき土壌が有害物質により汚染されているとして形質変更時要届出区域の指定を受けた場合のその土地について、「埋立用材が有害物質に汚染された公公有水面埋立法施行以降に造成された埋立管理区域の要件に該当せず飲用利用の可能性が有るとする貴省の見解とは異なり、「将来に渡り地下水飲用利用の可能性はない」と整理してよい)と考えるものであるが、一方で、「埋立管理区域の制度が施行後1年半しか経過してあらず、現在認めている施行方法による地下水汚染拡散防止効果等施行状況について十分な検討がなされていないため現時点では埋立管理区域の拡大はできない」とする貴省の見解も理解できる。今回の協議においては特別の措置を講じることは困難とする貴省の見解を了解する。</p>		<p>自治体提案のうち、 については、環境省から「現行制度上問題ない」旨の回答がなされていることから、とする。 一方、については、現在認めている施行方法による地下水汚染拡散防止効果についての環境省における確認等を受け、自治体において、今後の対応について検討する必要があることから、」とする。</p>		

第二次「国と地方の協議」(平成24年秋) 新たな規制の特例措置 優先提案一覧

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解						国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答		対面協議	内閣府記載欄	
							担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き	対応		理由等	内閣府コメント
地域20	ハイパー・グリーン・ベシジョン・水島コンビナート特区	石炭法のレイアウト規制に関する手続きの地方公共団体への権限移譲によるワンストップ化	50	レイアウト規制に係る施設の新設、変更を行う場合は、総務大臣及び経済産業大臣に届け出て、不指示通知を受けなければならない。 届出の内容は国へ事前協議を行い、届出が不指示となるよう実質2-5ヶ月の時間をかけて調整している。更に国と並行して、消防法、高圧ガス保安法に基づく手続きについて、水島コンビナート地区を管轄している地方公共団体関係部署との調整のために協議を行っている。 以上の様に2つの窓口へ事前の協議を行い、国へ届出を行っているが、レイアウト規制に関する審査基準は明確に示されているものであり、国と地方のどちらが審査を行っても、その結果に違いが出るものではないと考えられることから、地域の実情に精通する地方公共団体へ、レイアウト規制審査権限を移譲し、窓口のワンストップ化を図る。	地方への権限移譲が行われれば、東京で行っていた手続きが、岡山で可能となり、東京往復に要していた時間の削減等が図られ、手続きに関して事業者の負担が大幅に軽減される。特区の規制緩和により水島コンビナートでは、企業による成長産業分野でのタイムリーな事業展開が可能となり、県・市としてもそれを材料に企業誘致を進め、新規事業の集積を加速することが可能になり、アジア有数の競争力を持つコンビナート形成への一助となる。	1回目	総務省(消防庁)特殊災害室	石油コンビナート等災害防止法第5条第7条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所の施設地区の配置等に関する省令第5条	Z			石油コンビナート等特別防災区域は、極めて大量の石油及び高圧ガスを貯蔵し、取り扱っているが、特に新設等に関する計画を主務大臣に届け出ることとされている第一種事業所は、石油と高圧ガスをともに扱う事業所に限定されている。 これは市町村長等が消防法に基づき、石油の貯蔵・取り扱いに伴う災害防止という観点から許可を与え、都道府県知事が高圧ガス保安法に基づき高圧ガスの処理に伴う災害防止という観点から許可を与えているが、石油及び高圧ガスに関連する各種装置が複雑に入り組み、災害の発生及び拡大の危険性が非常に高く、一度災害が発生した場合に大きな被害が発生する危険性の高さにかんがみれば、事業所全体として防災上一元的な対策を行うことが必要不可欠であることによるものである。 したがって、消防法及び高圧ガス保安法を所管する総務省消防庁及び経済産業省が共同して当該法令を充たすことを前提にした上で、関係省庁所管の各法令等との調整も図り、防災上一元的な対策を講ずる必要がある。要望は認められない。 なお、形式的な不備が無い限り、届出の受理に時間を要することはない。事前相談については、届出後の審査を迅速に行うためであり、事業者が新設等の計画を決定する前において、総務省及び経済産業省担当が同席して相談を受けているところである。 また、届出に当たり、郵送等によるものも認められており、窓口も消防庁に一元化しているところ。加えて、軽微な変更については、次の届出時にまとめて届出することができることとしており、手続の簡素化を図っているところである。 なお、提案者側との実務者レベル打合せにおいて、提案の内容が不明確であったため、どの様な点が問題であるか明確化するよう提案者側に求めた。		a	レイアウト規制については、総務省消防庁及び経済産業省において共同して一元的に関与する必要がある旨了解した。	省庁の見解を指定自治体が了解したため、協議終了	
						2回目											
地域20	ハイパー・グリーン・ベシジョン・水島コンビナート特区	特定経路における道路運送車両法の重量規制の緩和	53-2	コンビナートの発展に必要な物流機能確保しつつ、環境にも配慮する必要があるため、下記の代替措置等の実施を条件に、特定経路においては車両総重量規制を緩和していただきたい。 具体的には、道路運送車両の保安基準について、特区内の特定経路に限っては、「分割可能貨物基準緩和最大積載量」は、「単体物品基準緩和最大積載量」まで緩和していただきたい。 【代替措置等】 事業者が車両の運行管理等の安全対策を講ずることに加え、事前に道路構造等の調査を実施し、調査結果に基づき道路管理者が施設の安全性を確認した上で、必要に応じて道路管理者及び事業者が舗装の維持・修繕等に係る費用の負担等に関して協議する。 【ポイント】 コンビナート内のトレーラ輸送の効率化 【現行規制】 道路運送車両法に基づき(道路運送車両の保安基準においては、車両総重量について、地方運輸局長の基準緩和認定を受けることが可能とされているが、分割不可能な長大又は超重量の単体物品を輸送する際には、当該認定にあつたの上乗値が設けられていない)のに対し、分割可能な物品の輸送の場合は36トンの上限が設けられており、分割可能物品は、単体物品と比較して厳しい基準が適用されている。 【問題点】 1)ロット22トン程度の荷の場合、積載能力に余裕が十分あるにもかかわらず2)ロット積むことが出来ず、トレーラの稼働台数が増加し、物流コストが増加するだけでなく、道路周辺の環境への負荷も大きい。	今回の岡山県からの総合特区提案は、製品企業、物流企業、地方自治体等で構成される水島コンビナート発展推進協議会を設置し、特区内の特定経路において、道路構造等の調査、舗装の維持・修繕、橋梁等の補強を事業者が費用負担等することに関して道路管理者と協議すること、また、同協議会が策定した輸送の観点から講じる安全対策を同協議会構成団体が一体となり徹底することを前提に、分割不可能な単体物品を輸送するトレーラを用いて、分割可能な貨物を輸送する場合の「分割可能最大積載量」について、「単体物品基準緩和最大積載量」まで緩和し、輸送を実施したいとするものである。 このことから、実際の運行状況に即した安全対策を確実に講ずる場合にあっては、特区内の特定経路について、当該輸送が可能となるような措置を講ずる。 なお、個々の車両において必要な個別具体的な安全対策の方法については、当該車両の基準緩和申請の際に協議することとする。	1回目	経済産業省高圧ガス保安室	石油コンビナート等災害防止法第5条第7条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所の施設地区の配置等に関する省令第5条	Z			自治体の要望は地域の実情に精通する地方公共団体へレイアウト規制に関する権限を委譲(窓口ワンストップ化)し、事業者の負担を軽減していただきたいというものであるが、届出は総務省消防庁が窓口になって、ワンストップ化されている。 要望者が事業者の負担と考えている事については、法手続き前の任意の事前相談に係るものであり、当該提案の目的が具体的にどのような問題意識であるのかが不明であったため、改めて提案の目的を明確化頂きたい。		a	レイアウト規制については、総務省消防庁及び経済産業省において共同して一元的に関与する必要がある旨了解した。	省庁の見解を指定自治体が了解したため、協議終了	
						2回目											
地域20	ハイパー・グリーン・ベシジョン・水島コンビナート特区	特定経路における道路運送車両法の重量規制の緩和	53-2	コンビナートの発展に必要な物流機能確保しつつ、環境にも配慮する必要があるため、下記の代替措置等の実施を条件に、特定経路においては車両総重量規制を緩和していただきたい。 具体的には、道路運送車両の保安基準について、特区内の特定経路に限っては、「分割可能貨物基準緩和最大積載量」は、「単体物品基準緩和最大積載量」まで緩和していただきたい。 【代替措置等】 事業者が車両の運行管理等の安全対策を講ずることに加え、事前に道路構造等の調査を実施し、調査結果に基づき道路管理者が施設の安全性を確認した上で、必要に応じて道路管理者及び事業者が舗装の維持・修繕等に係る費用の負担等に関して協議する。 【ポイント】 コンビナート内のトレーラ輸送の効率化 【現行規制】 道路運送車両法に基づき(道路運送車両の保安基準においては、車両総重量について、地方運輸局長の基準緩和認定を受けることが可能とされているが、分割不可能な長大又は超重量の単体物品を輸送する際には、当該認定にあつたの上乗値が設けられていない)のに対し、分割可能な物品の輸送の場合は36トンの上限が設けられており、分割可能物品は、単体物品と比較して厳しい基準が適用されている。 【問題点】 1)ロット22トン程度の荷の場合、積載能力に余裕が十分あるにもかかわらず2)ロット積むことが出来ず、トレーラの稼働台数が増加し、物流コストが増加するだけでなく、道路周辺の環境への負荷も大きい。	今回の岡山県からの総合特区提案は、製品企業、物流企業、地方自治体等で構成される水島コンビナート発展推進協議会を設置し、特区内の特定経路において、道路構造等の調査、舗装の維持・修繕、橋梁等の補強を事業者が費用負担等することに関して道路管理者と協議すること、また、同協議会が策定した輸送の観点から講じる安全対策を同協議会構成団体が一体となり徹底することを前提に、分割不可能な単体物品を輸送するトレーラを用いて、分割可能な貨物を輸送する場合の「分割可能最大積載量」について、「単体物品基準緩和最大積載量」まで緩和し、輸送を実施したいとするものである。 このことから、実際の運行状況に即した安全対策を確実に講ずる場合にあっては、特区内の特定経路について、当該輸送が可能となるような措置を講ずる。 なお、個々の車両において必要な個別具体的な安全対策の方法については、当該車両の基準緩和申請の際に協議することとする。	1回目	国土交通省自動車部技術政策課	道路運送車両法第40条 道路運送車両の保安基準第4条	B		今回の岡山県からの総合特区提案は、製品企業、物流企業、地方自治体等で構成される水島コンビナート発展推進協議会を設置し、特区内の特定経路において、道路構造等の調査、舗装の維持・修繕、橋梁等の補強を事業者が費用負担等することに関して道路管理者と協議すること、また、同協議会が策定した輸送の観点から講じる安全対策を同協議会構成団体が一体となり徹底することを前提に、分割不可能な単体物品を輸送するトレーラを用いて、分割可能な貨物を輸送する場合の「分割可能最大積載量」について、「単体物品基準緩和最大積載量」まで緩和し、輸送を実施したいとするものである。 このことから、実際の運行状況に即した安全対策を確実に講ずる場合にあっては、特区内の特定経路について、当該輸送が可能となるような措置を講ずる。 なお、個々の車両において必要な個別具体的な安全対策の方法については、当該車両の基準緩和申請の際に協議することとする。		a	本件提案に係る特定経路の管理者(岡山県、倉敷市)との協議は終了しており、本件で要望している総重量60トン程度、軸重12トン程度の車両について保安基準緩和を受けられれば道路管理者は通行を認める旨確認している。また、輸送の観点から講じる安全対策を同協議会構成団体が一体となり徹底することについては、平成24年6月7日に開催した水島コンビナート発展推進協議会(法定協議会)において決定しているところである。 以上から本提案が実現可能となるような必要な措置を講じていただきたい。	自治体の要望は、実現可能となったため、協議終了。但し、平成24年度中の実現に向け、国交省は可能な限り早期に措置を講ずること。		
						2回目											